

## 【 特殊定期健康診断 】

### ■ じん肺健康診断(じん肺法第3条、第7～第9条の2)

粉じん作業に従事、又は従事したことがある労働者は以下の健診項目を行わなければなりません。

#### 必ず実施すべき検査項目

- (1) 粉じん作業職歴調査
- (2) 胸部エックス線検査（直接撮影による胸部全域）

#### 医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- (1) 胸部臨床検査
- (2) 肺機能検査
- (3) 結核精密検査
- (4) 結核以外の合併症の検査

#### 健診時期

- 就業時及び離職時
- 定期

粉じん作業従事との関係	管理区分	頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内毎に1回
	2・3	1年以内毎に1回
常時粉じん作業に従事した事があり、 現に非粉じん作業に従事	2	3年以内毎に1回
	3	1年以内毎に1回

- 定期外:健診でじん肺の所見又はその疑いがあった時

- 記録保存：7年（様式第3号）
- 報告義務：有（様式第8号）